

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間、62年9月及び同年11月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年2月まで
② 昭和39年11月から43年3月まで
③ 昭和46年1月から同年3月まで
④ 昭和47年1月から同年3月まで
⑤ 昭和62年9月
⑥ 昭和62年11月から63年3月まで
⑦ 昭和63年10月から平成3年3月まで
⑧ 平成3年6月から5年1月まで
⑨ 平成5年3月から同年11月まで

私は、平成13年6月21日に社会保険事務所に行き、国民年金保険料の納付状況を調べてもらったところ、未納となっている期間があることが分かった。

その後、平成20年12月に社会保険事務所から、昭和62年8月及び63年4月から同年6月までの分については国民年金保険料の納付が確認されたとの回答をもらった。このような状況をみると、未納とされている申立期間についても、納付済みの期間があるのではないかと考えられるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、それぞれ3か月と短期間である上、申立期間③及び④前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立期間③及び④についても納付することが可能であったと考えられることから、当該

期間が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間⑤及び⑥については、当該期間に近接する昭和 62 年 8 月及び 63 年 4 月から同年 6 月までの期間が、当初、社会保険庁の記録では未納とされていたところ、A 町が保管する国民年金被保険者名簿では納付済みとされていたことから、平成 21 年 1 月 20 日に記録が訂正されており、昭和 62 年度及び 63 年度において社会保険庁の記録管理が不適切であったことが認められる。

さらに、申立期間⑤及び⑥については、1 か月及び 5 か月と短期間である上、申立期間⑤及び⑥前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立期間⑤及び⑥についても納付することが可能であったと考えられることから、当該期間が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 5 月ごろの時点では、申立期間①、及び②の一部の保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立人から聴取しても、申立期間①及び②の保険料納付に係る記憶が曖昧であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間⑦については、申立人は、B 区に住所を定めていたものの、仕事の都合により、実際には C 市に居住していたところ、月に 1 回は住所地の B 区に行っていたとしているが、保険料の納付時期、納付方法等については記憶が曖昧であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間⑧及び⑨については、A 町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人に対し納付督促を行ったが、申立人が納付を拒否したことをうかがわせる記載が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間、47 年 1 月から同年 3 月までの期間、62 年 9 月及び同年 11 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料は未納であるとの回答をもらった。

前後の期間は納付しているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達時から昭和 57 年 5 月に厚生年金保険に加入するまでの期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立期間前後の保険料は納付済みとされており、申立期間についても納付書を受け取っていたものと考えられることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和25年5月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和46年11月10日）及び資格取得日（昭和47年2月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月30日から同年11月10日まで
② 昭和46年11月10日から47年2月1日まで

私は、A社のD支店、B出張所及びE出張所において昭和24年4月1日から27年6月30日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、25年5月30日から同年11月10日まで厚生年金保険の記録が無かった。

また、C社では昭和46年4月24日から、当該事業所が倒産する48年12月20日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、46年11月10日から47年2月1日まで厚生年金保険の記録が無かった。

両事業所とも途中で退職していることはあり得ないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社からの回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に正社員として継続して勤務し（A社D支店から同社B出張所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、異動日については、A社が回答した申立人の勤務履歴によれば、申立期間①には既に同社B出張所に勤務していたことが確認できることから、昭和25年5月30日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社B出張所における社会保険事務所の昭和25年11月の記録から4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の記録では、C社において昭和46年4月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月10日に資格を喪失後、47年2月1日に同社において再度資格を取得しており、46年11月から47年1月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、5名の同僚の証言から、申立人が申立期間②においてC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち2名は、申立人の担当する業務が工事の担当から営業に変わったものの、勤務時間には変更が無かったと証言しており、申立人と同様の業務に従事していた同僚4名のうち1名は退職後に再就職したが、他の3名はいずれも厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間②前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難い

ことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年11月から47年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 10 日まで
② 昭和 40 年 3 月 15 日から同年 8 月 2 日まで

60 歳になる前に社会保険事務所で年金記録を確認した際に、申立期間が脱退手当金支給済期間として処理されていることを知ったが、私は脱退手当金を受給した記憶は全く無く、納得できないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる厚生年金保険被保険者の記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、申立期間の最終事業所での厚生年金保険の加入期間は5か月であり、そのみでは脱退手当金の支給要件である 24 か月に満たないとともに、当該事業所の被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年間に資格を喪失し、かつ、3 か月以内に再取得していない脱退手当金の支給要件を満たす女性 17 名のうち、脱退手当金の支給記録があるのは申立人を除くと 1 名であり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社（後に、B社に名称変更）における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間②の同社における資格取得日に係る記録を同年11月21日に訂正し、申立期間③のC社における資格取得日に係る記録を56年6月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を1万8,000円、申立期間③の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、A社及びC社のそれぞれの事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月11日から36年1月1日まで
② 昭和36年11月21日から37年1月25日まで
③ 昭和56年6月1日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したところ、昭和35年11月11日に同社本社で資格喪失、36年1月1日に同社D事業所（後に、B社E事業所に名称変更）で資格取得、同年11月21日に同社同事業所で資格喪失、37年1月25日に同社本社で資格取得となっており、空白期間が生じていました。同社には継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、F社で勤務した期間の厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したところ、昭和56年6月1日に同社で資格喪失、同年7月1日にC社で資格取得となっており、空白期間が生じていました。当該異動は出向人事であり、勤務は継続していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の業務内容に関する説明及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年11月にA社本社から同社D事業所に異動、36年11月21日に同社同事業所から同社本社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間①当時、A社D事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。しかしながら、前述の人事異動は同一企業内に新設された事業所への転勤であり、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間においては、申立人は申立期間の直前に被保険者となっていた同社本社において、引き続き厚生年金保険の被保険者であったと認めることが相当である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和35年10月及び37年1月の社会保険事務所の記録から、いずれも1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、申立期間①及び②について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人の移籍に関する説明及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和56年6月1日にF社からC社に移籍）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和56年7月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、申立期間③について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月から46年6月までは5万2,000円、同年7月から47年4月までは6万8,000円、同年5月から48年4月までは7万2,000円、同年5月から同年8月までは8万円、同年9月から同年12月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月1日から49年1月7日まで

私は、昭和45年8月から50年9月末日までA社で勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、資格取得日が49年1月7日となっており、45年8月から48年12月までは未加入となっていた。

昭和45年8月から勤務したことは確かであるし、48年9月分の給与明細書には厚生年金保険料が控除されていることが記載されているから、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社作成の退職金に関するメモ及び同社が保管する人事記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する昭和48年9月分の給与明細書には健康保険料及び厚生年金保険料の控除額が記載されており、いずれも当時の保険料額と一致する。

さらに、A社が保管する人事記録によれば、申立人の業務は入社から退

職まで一貫して「工事所長」であったことが確認できることから、申立期間中に雇用条件や待遇が変わったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、市販の物価資料による昭和45年度から48年度までの建設労働者賃金に基づいて算出した賃金額及び昭和48年9月分の給与明細書の保険料控除額より、45年8月から46年6月までは5万2,000円、同年7月から47年4月までは6万8,000円、同年5月から48年4月までは7万2,000円、同年5月から同年8月までは8万円、同年9月から同年12月までは9万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和49年1月7日より前は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は44年4月25日に設立の登記を行っており、B県担当課からの聴取によれば、建設業の許可を取得したのは同年8月であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間は未加入期間であるとの回答をもらいました。

昭和59年3月15日に夫が退職をした時に、任意加入だった国民年金を脱退しましたが、60年4月ごろにA市役所の担当者から、夫が退職したことにより私に国民年金加入義務が生じるとの説明を受け、昭和59年度の保険料をまとめて納付し、60年4月以降の分は納付書で納付しました。

また、昭和60年4月の時点では、昭和59年度の付加保険料は納付できないと説明されたので、同年度分は定額保険料のみで、60年度以降は付加保険料も納付しました。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人の被保険者資格記録は、昭和59年3月19日資格喪失、61年4月1日資格取得となっており、申立期間は未加入期間である。

また、昭和60年4月当時の国民年金法では、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給資格期間を満たしている者及びその配偶者は、任意加入被保険者に該当するところ、申立人の夫は、59年3月15日に退職した時点で、共済組合の退職年金の受給資格期間を満たしており、その配偶者である申立人も任意加入被保険者に該当することから、60年4月ごろにA市の担当者から申立人が強制被保険者に該当するとの説明を受けたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 62 年 4 月 25 日に付加保険料の納付を申し出ており、昭和 61 年度の保険料を定額納付していることが確認できることから、これをもって、申立期間における国民年金保険料を納付したと認識している可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から2年6月30日まで

私は、平成元年5月1日にA社に船員として採用され、その時の標準報酬月額が22万円で、2年7月1日に44万円となっていることが、社会保険庁の記録で分かったが、当時の年収の記憶から考えて、少なくとも申立期間における標準報酬月額は44万円であったと思うので、記録を訂正してほしい。

なお、採用当時、A社とB国との合弁会社がB国船籍の漁船を建造しており、私を含めて5人の船員が漁業指導のためB国に派遣され、漁船が完成した平成元年11月ごろから操業を行っていた。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「船員保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人が平成元年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、標準報酬月額が22万円に決定されていたことが確認できる。

また、申立人は、漁業指導のための乗組員として、A社からB国に設立された合弁会社に派遣されているところ、当該乗組員の労働条件について、C団体とA社との間で、平成2年5月1日に締結された労働協約書における申立人の漁撈指導員としての賃金における各種手当を除いた本給の額は、標準報酬月額22万円と大幅には乖離^{かいはり}していないことから、申立人が採用された元年5月1日の時点では、申立人が乗り組む船舶が建造中であったために、A社では、船上での労働に対する手当を除いた本給のみをもって報酬月額として届出を行ったものと推測される。

さらに、申立人と一緒にB国に派遣された同僚4人について、上述の労働協約書における各職務に応じた本給の額と、社会保険事務所における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額を比較しても、申立人とほぼ同様に取り扱われている。

加えて、A社が保管する「船員保険厚生年金保険被保険者種別変更確認及び標準報酬改定通知書」によると、平成2年7月1日に申立人の標準報酬月額が44万円に改定されていることが確認でき、社会保険事務所が保管する船舶所有者別管理台帳の記録と一致する。

このほか、申立人が申立てどおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。